

当初・変更

入札執行機関 41360 南会津建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

| | | | | | |
|---------|--------------------|--------|-------------|--------|-----------|
| 年災 | | 事項 | | 契約 | 25年9月10日 |
| 工事番号 | 13-41360-0151 | 工事名 | 積算委託（道整・交付） | 着工 | 25年9月10日 |
| 入札執行年月日 | 25年 9月 6日 | 発注種別 | | 完成 | 25年11月8日 |
| 審議番号 | 公所 | 000000 | 本庁 | 発注標準等級 | |
| 路線・河川名 | 国道121号 | | | 予定価格 | |
| 工事箇所 | 自 南会津郡南会津町田島字北下原地内 | | | | 1,102,500 |
| 至 | | | | | |
| 工事概要 | 積算業務 1式 | | | | |

| 業者コード 業者名 | 指名理由 | 落札業者の住所 | | | |
|---------------------------------------|------|--------------------|------------|-----------|--|
| | | 入札額及び再入札額 | | 落札額（契約額） | |
| 900013050 一般財団法人 Fukushima市町村支援機構 | | (1) 960,000 (3) | (2) (4) | 1,008,000 | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |
| | | (1) (3) | (2) (4) | | |

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算である。

この業務について、下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとともに、県財務規則施行通達第269条関係1-(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当することから、単独見積りによる随意契約としたい。

記

1 工事概要

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 工事名 | 積算委託(道整・交付) |
| (2) 路・河川等名 | 国道121号 |
| (3) 工事箇所名 | 南会津郡南会津町田島字北下原地内 |

2 委託を行おうとする理由

「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、定員削減などの行財政改革を進めている中であって、土木部の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することが必要である。

3 随意契約の理由

(1) 積算業務の性格

- ① 積算業務を行うに当たっては、県が定める「標準積算基準」によることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
- ② 積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要である。
- ③ 発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(2) 当該工事の特殊性

この積算業務は道路情報表示板の改築工事について実施するものである。当工事は、太陽光を利用した自家発電エネルギー発電施設の設置、また道路施設の省エネ化を進めるため、LED照明を採用することから、積算にあたっては、新技術に関する豊富な知識、経験が必要であり、「入札等制度改革に係る基本方針」に掲げる特殊な工事に該当する。

4 単独見積りの理由及びその相手方

財団法人ふくしま市町村建設支援機構は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。

(別 紙)

工事： 道路表示板改築

「工事の特殊性」及び「高度で複雑な積算」の説明内容

1 本体の構造形式

- ・ HL 7 形表示板 (LED 照明)
- ・ 太陽光自家発電施設

2 工事の特殊性

- トンネル本体工
- 基礎形式 (杭、置換)
- 新技術、新工法
太陽光自家発電による電力供給
道路表示板の LED 化
- 架設工法
- 仮締切、仮排水工
- 仮道工、仮橋工
- その他

3 高度で複雑な積算

- 複雑で難解な積算基準
- 標準積算基準にない基準
 - ・ 道路表示板設置工
 - ・ 太陽光自家発電装置
- 数多い積算工種
- 積み上げ計算による施工単価
 - ・ 道路表示板設置
 - ・ 太陽光自家発電装置設置
- 数多い施工単価
- 見積による単価設定、比較検討
 - ・ HL 7 形表示板 (LED 照明)
 - ・ 表示板設置施工費
 - ・ 太陽光自家発電装置 (バッテリー含む)
 - ・ 太陽光自家発電装置施工費
- 積算前の基礎資料作成
 - ・ 仮設備設置、交通整理員日数の算出
- その他

(記載方法)

対象とする工事に関して、「1 本体の構造形式」を必ず記入のうえ、「2 工事の特殊性」及び「3 高度で複雑な積算」の該当する項目全てをチェックし、その下に具体的な工法等の名称を記載すること。